

## 北本市災害時協力井戸の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、震災等の災害時に供給が困難となるおそれのある生活用水等を確保するため、災害時に近隣の住民に可能な範囲で井戸水を提供する民間の井戸（以下「災害時協力井戸」という。）の登録等の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 市長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する井戸であって、次条第1項の規定により申し込みのあった井戸を災害時協力井戸として登録するものとする。

- (1) 市内に所在する電動式、手動式又は電動・手動式併用のポンプ井戸であること。
- (2) 所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が現在使用しており、今後も引き続き使用する予定であること。
- (3) 災害時に付近の市民等へ井戸水の提供ができるよう所有者等において継続的かつ適正に管理されること。
- (4) 井戸水が水質検査の結果、洗面、洗濯及びトイレ洗浄等の生活用水として使用できる水質であること。

(登録の手続)

第3条 災害時協力井戸として市長の登録を受けようとする所有者等は、災害時協力井戸登録申請書兼同意書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申し込みがあったときは、速やかに水質検査、現地調査等の必要な調査を行い登録の可否を決定するとともに、申し込みをした者に対し、災害時協力井戸登録可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により災害時協力井戸として登録を決定したときは、申し込みをした者に対し、災害時協力井戸指定標識（様式第3号）を交付するものとする。

(災害時の井戸の使用)

第4条 市長は、震災等の災害時に井戸水による応急給水の必要が生じたときは、災害時協力井戸として登録した井戸を所有者等の了解を得て、近隣の住民に使用させることができる。

(水質検査の実施)

第5条 市長は、登録した災害時協力井戸に対し、3年に1回以上の水質検査を行うものとする。

(登録の抹消)

第6条 市長は、次に掲げる事由が生じたときは、災害時協力井戸の登録を抹消するものとする。

- (1) 所有者等から災害時協力井戸登録抹消届出書(様式第4号)による届出があったとき。
- (2) 第2条に規定する登録の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が災害時協力井戸として適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項各号のいずれかに該当し、災害時協力井戸の登録を抹消する場合には、災害時協力井戸登録抹消通知書(様式第5号)により、所有者等に通知するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に掲げるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。